

発議第1号

令和7年3月21日

愛西市議会議長 近 藤 武 殿

議会運営委員会

委員長 佐 藤 信 男

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年愛西市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「第２条２号」を「第２条第２号」に改め、同条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５５条から第５７条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び第１２条第５項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- ２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- ３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。